

沖縄経済同友会準会員規定

第1条 本会は、その目的達成に必要な事業の促進ならびに人材の啓発育成に資するため、準会員をおくことができる。

第2条 入会は所定の加入申込書に必要事項を記載の上申し込むものとする。

第3条 準会員は、本会の趣旨に賛同するものであって、会員の所属する機関の中堅幹部（部課長以上及びこれに準ずるもの）に限る。

第4条 準会員の入会は、その所属する機関の会員の推薦にもとづき、常任幹事会で決定する。

第5条 会員は、2名以上の準会員を推薦することはできない。

第6条 準会員は、本会の事業のうち、原則として次の次号に掲げる調査研究活動に限り参加できる。

- 1 通常の例会、委員会など。
- 2 懇談会、懇親会など。
- 3 その他、代表幹事が認める特別セミナー等

第7条 準会員は、上記の活動に参加し意見を述べることができる。
但し、議決権は有しない。

第8条 入会金、会費は次の通りとする。

- 1 入会金については不要とする。
- 2 会費について
 - (1) 会費：60,000円（年間）
 - (2) 前払いとし、年間一括払い或いは年2回の分割払いとする。
 - (3) 各期途中の加入者の会費は、入会が承認された翌月から各期末月までの月割り金額を納めるものとする。
 - (4) 各期途中の退会者の会費は、退会申し出があった翌月から各期末月までの月割り金額を返金するものとする。

第9条 本規定にない準会員の組織及び運営上の事項は、幹事会で決定する。